

## 第3章 目指すべき都市像

### 3-1 赤穂市の将来像

#### 1 将来の都市像

赤穂市都市計画マスタープランは、兵庫県が策定する「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」、本市が策定する「2030赤穂市総合計画」、「赤穂市国土利用計画」などの上位計画の将来像や、方針、目標などを実現するための都市計画分野における計画です。そのため、第2章で整理した上位計画の理念、都市づくりの課題を踏まえ、都市づくりの視点と将来の都市像を次のように設定します。

#### ■上位計画(将来像・方針・目標など)

##### ○西播磨地域都市計画区域マスタープラン

###### 【都市づくりの基本理念】

- ・安全、安心な都市空間の創出
- ・地域主導による都市づくり
- ・持続可能な都市構造の形成

##### ○2030赤穂市総合計画

###### 【将来像】

自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち

###### 【将来都市像を実現するための4つの柱】

- 1.「安心」誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり
- 2.「快適」自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり
- 3.「元気」産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり
- 4.「人」歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

##### ○赤穂市国土利用計画

###### 【量的調整における基本的方向】

- ・都市的土地利用については、土地の高度利用、未利用地の有効利用、良好な市街地の形成と再生を図る
- ・自然的土地利用については、適切な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る
- ・自然的利用から都市的利用への転換については、その必要性や環境への影響について事前に十分調査を行う

###### 【質的調整における基本的方向】

- ・安全、安心に暮らせる市民生活の確保
- ・自然と共生する資源循環型社会の実現
- ・快適で潤いのある生活環境の整備
- ・交流基盤の整備と魅力ある都市環境の形成
- ・心の豊かさを実感できる美しいまちづくり
- ・土地利用の総合的マネジメント

#### ■都市づくりの課題

##### 【人口対策】

- ・市街地整備された駅周辺を中心とした市民生活を支えるサービス機能を確保した利便性の高い都市づくり
- ・居住環境、生活環境、企業の立地などの定住基盤の充実

##### 【土地利用】

- ・中心市街地における居住や交流に必要な機能を確保
- ・中心市街地周辺の市街化区域における地域の実情に応じた良好な居住環境の形成
- ・市街化調整区域における豊かな自然と営農環境を保全しながら既存集落の維持、活性化に向けた土地利用形成
- ・市街化の見込まれない地区の区域区分の見直し

##### 【交通ネットワーク】

- ・都市計画道路の整備促進による市内幹線道路のネットワーク向上
- ・交通需要の変化に伴う都市計画道路の見直し検討結果に基づいた適切な事業推進
- ・鉄道、バス路線などの公共交通機関の維持、利便性の向上

##### 【水とみどり】

- ・豊かな自然環境や歴史的風土の保全
- ・土地区画整理事業施行区域内で計画されている公園について今後の宅地化の状況などに応じた整備の促進
- ・既設公園の適切な維持管理による長寿命化や、市民ニーズに応じた遊具更新、公園施設の今後の方向性についての検討
- ・赤穂城跡公園の魅力的な空間づくり

##### 【生活環境】

- ・下水道施設の老朽化対策、長寿命化、耐震化
- ・環境問題への意識の高まりを踏まえた、公共施設への省エネ化の導入

##### 【景観形成】

- ・歴史的景観や自然的景観の保全と観光資源として活用

##### 【市街地整備】

- ・JR播州赤穂駅周辺のにぎわいづくり、担い手育成
- ・空き家対策の推進、老朽建築物の耐震化
- ・JR有年駅周辺およびJR坂越駅周辺における土地区画整理事業の推進
- ・赤穂IC周辺など産業用地の可能性を有する地区についての利活用の検討
- ・多様な居住スタイルに合わせた住宅地環境整備

##### 【防災】

- ・減災力の向上のための防災インフラの整備、強靱な市街地の整備などのハード面の整備
- ・地域防災力の向上や防災体制の充実などのソフト面の整備
- ・災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくり



## ■都市づくりの視点

### 視点①:都市機能の誘導と交通ネットワークの形成などによる持続可能な都市づくり

医療、福祉、商業など、居住に必要な都市機能を市街地整備された駅周辺に誘導することや、各地域から当該駅周辺に、公共交通機関によりアクセスしやすい交通ネットワークの維持、既存の集落におけるコミュニティの維持や日常生活に必要な機能を確保することにより、誰もが安心して暮らすことのできる環境整備を民間との連携を図りながら行い、まちのにぎわいや生活の質の維持、向上を図ります。あわせて、都市基盤施設の維持管理、更新の効率化、重点化により持続可能な都市づくりを進めます。

### 視点②:地域の資源や活力を活かした都市づくり

瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡、歴史的なまちなみ、豊かな自然環境や歴史的風土、県立赤穂海浜公園などの文化、スポーツ、レクリエーション空間をはじめとする地域資源を活かした都市づくりを市民との協働により推進し、居住地としての魅力の向上や交流人口の拡大を促進させます。

### 視点③:安心・安全な都市空間づくり

近々発生すると言われている南海トラフ巨大地震をはじめ、頻発、激甚化している台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のための防災インフラの整備、強靱な市街地の整備などのハード面の整備とともに、地域防災力の向上、防災体制を充実させるソフト面の整備や、災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。

だれもが生活しやすいユニバーサル社会の実現に向け、道路や建築物、公共交通機関などの一体的なバリアフリー化を推進します。

新型コロナウイルス感染症を契機とした仕事の間を選ばない働き方（テレワークの進展など）や、都市や農村それぞれの地域に生活拠点を持つこと（二地域居住など）をはじめ、新しいライフスタイルに対応した都市づくり、重要性が再認識された公園、緑地、水辺空間、都市農地をはじめとするオープンスペースを活用した魅力的な都市空間やにぎわいの創出などを進めます。



## ■将来の都市像

**自然・歴史・産業が育む 交流が盛んな活力あるまち 赤穂**

## 2 将来の都市構造

都市構造は、計画的な都市づくりを行うため、土地利用と交通体系などを要素に都市のかたちを表したものです。

本市では、人口減少社会の到来と少子高齢化などの社会状況の変化に対応しつつ、各地域の特性を生かしながら、市域全体における計画的な都市づくりを進めていくため、拠点地区設定とエリア区分の視点から目標とする都市構造の明確化を図り、それぞれの役割を踏まえた都市づくりを推進します。

### ■拠点

拠点名称	基本的方向
都市機能拠点	行政、交通、医療、文化などの拠点が整備され、商業・業務などの都市機能が充実した地域。
生活機能拠点	鉄道駅などの交通結節点を生かして、福祉、介護、医療などの周辺地域の住民生活に必要な公共サービスを提供する地域。

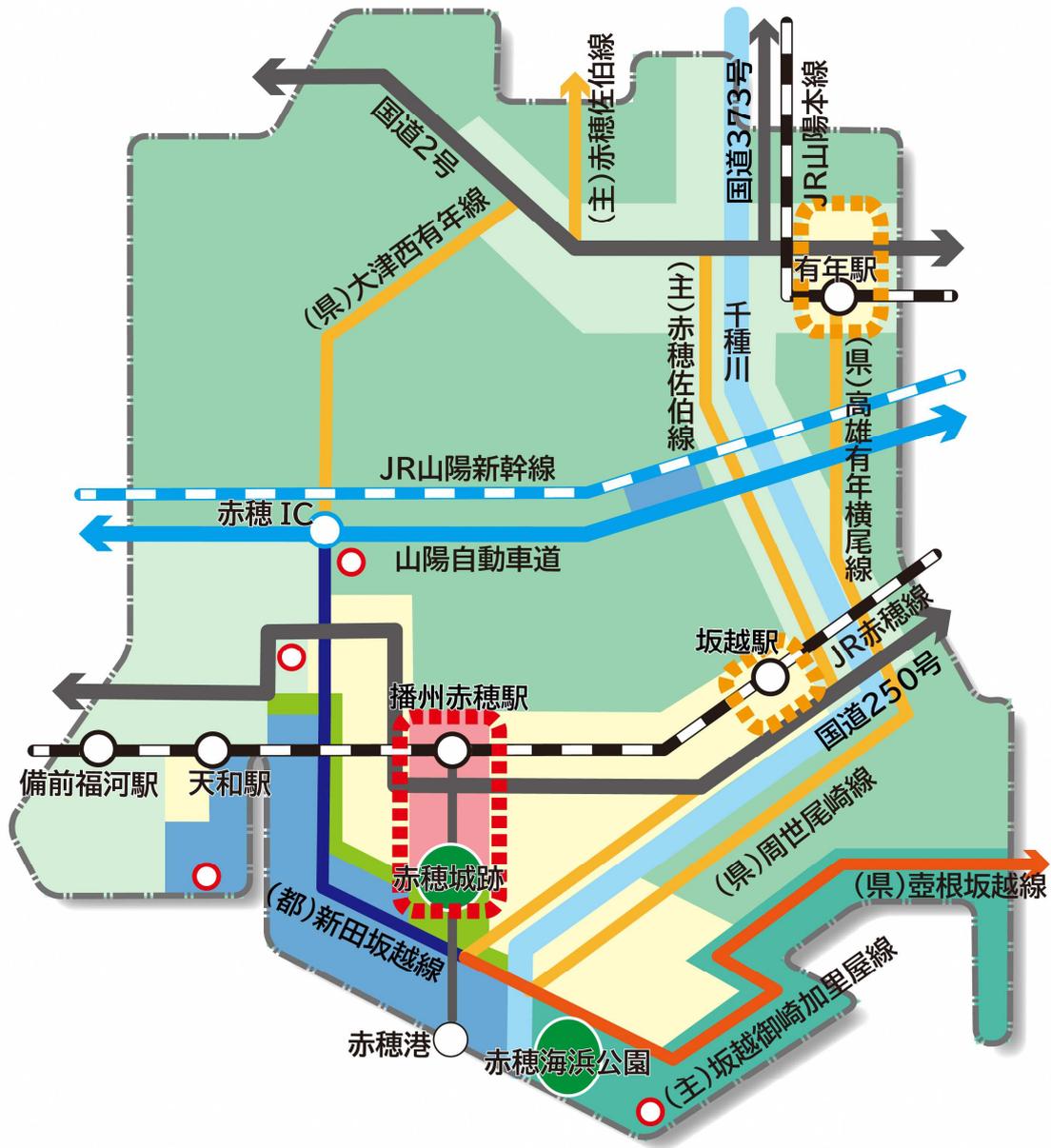
### ■エリア

エリア名称	基本的方向
都市生活エリア	機能的な生活基盤の維持、充実と、それぞれの地域特性に沿った利便性や快適性の向上を図ります。
都市機能エリア	市域内外からの利用を想定した行政機能、商業機能、居住機能の集積を促進します。
田園生活エリア	農業振興を促進し、地域活力の維持向上を図るとともに、田園風景の保全に努めます。
産業エリア	生産基盤となる港湾や道路の機能維持を図るとともに、産業の立地促進を図り、生産機能を高めます。また、未利用地の有効活用について検討していきます。
臨海景勝エリア	自然やまちなみの景観と調和を図りながら、自然や歴史と人がふれあう交流の場として整備、活用に努めます。
自然環境エリア	災害防止、水資源のストック、大気の浄化など、森林の持つ機能保全に努めるとともに、健康づくりとレクリエーションの場としての活用を促進します。
土地利用検討エリア	車両輸送の玄関口となる山陽自動車道赤穂IC周辺において、新たな産業の集積地をはじめとした利活用を検討していきます。 福浦地区東側の沿岸部や御崎地区の御崎灯台周辺について、新たな土地利用を検討していきます。

■機能軸(ライン)

ライン名称	位置づけ	役割
広域交流ライン	山陽自動車道、国道2号、国道250号および国道373号、ならびにJR山陽本線およびJR赤穂線を京阪神都市圏をはじめ全国とつなげる広域交流ラインと位置づけます。	広域的なアクセス機能と通勤、通学などの市民の日常生活を支える役割を果たします。また、山陽自動車道と国道は、災害時の緊急輸送路の役割を果たします。
産業交流ライン	山陽自動車道赤穂ICから都市計画道路新田坂越線を直結することによって産業交流ラインと位置づけます。	赤穂港から「産業エリア」、山陽自動車道赤穂ICまでの沿線において、産業の交流と活性化を促進する役割を果たします。
生活文化交流ライン	主要地方道赤穂佐伯線およびJR有年駅周辺地区と周世、高雄地区を經由し県立赤穂海浜公園に至る高雄有年横尾線、周世尾崎線、大津地区と西有年地区の国道2号を結ぶ一般県道大津西有年線を生活文化交流ラインと位置づけます。	市域の南北生活圏を結び、生活と文化の交流を促進する役割を果たします。
観光交流ライン	主要地方道坂越御崎加里屋線および県道壺根坂越線を観光交流ラインと位置づけます。	東部「臨海景勝エリア」の瀬戸内沿岸地域における観光機能の活性化と交流を促進する役割を果たします。
都市機能交流ライン	赤穂港から加里屋地区、JR播州赤穂駅を経て駅北地区に至る幹線道路を都市機能交流ラインと位置づけます。	「都市機能エリア」を縦断し、都市活動の活性化を促進する役割を果たします。市民および観光客に親しまれる、本市のシンボルロードとしての役割を果たします。赤穂港との有機的な連携を図る役割を果たします。

■将来都市構造



[凡 例]

- 拠点
  - 都市機能拠点
  - 生活機能拠点
- 土地利用
 

都市生活エリア	田園生活エリア	臨海景勝エリア	グリーンベルト
都市機能エリア	産業エリア	自然環境エリア	土地利用検討エリア
- 機能軸(広域交流ライン)
 

山陽自動車道	JR山陽新幹線
国道	JR山陽本線・JR赤穂線
- 機能軸(その他のライン)
 

産業交流ライン	生活文化交流ライン
観光交流ライン	都市機能交流ライン

## 3-2 都市づくりのフレーム

### 1 将来人口の設定

国勢調査によれば本市の人口は、1985年（昭和60年）までは増加し、それ以降は約51,000人前後で横ばいに推移し、2000年（平成12年）以降減少傾向となっています。

近年、全国的に少子高齢化が進み、人口減少時代となり、本市の人口も減少すると予測され、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（2018年（平成30年）推計）（以下「社人研推計」という。）では、2030年（令和12年）には41,000人程度と想定されています。

また、兵庫県による「兵庫県将来推計人口」（2019年（令和元年）推計）（以下「兵庫県推計」という。）では、2030年（令和12年）には39,000人程度と想定されています。

このように想定される中で、2030赤穂市総合計画に基づく人口減少対策や将来像の実現を通じて、人口減少の抑制へと導き、赤穂市都市計画マスタープランの目標年次に当たる2030年（令和12年）は、42,000人を目標とすることをしています。

赤穂市都市計画マスタープランにおいても、2030赤穂市総合計画の目標人口を踏襲し、2030年（令和12年）に42,000人を目標人口とします。

#### ■将来人口(2030赤穂市総合計画より)



	国勢調査				推計		
	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
社人研推計					46,326	43,792	41,081
兵庫県推計	52,077	51,794	50,523	48,567	45,477	42,212	38,852
目標人口							42,000

#### ■将来人口の設定

	実績	目標年次
	2020年(令和2年)	2030年(令和12年)
人口	45,921人	42,000人

※実績は国勢調査による。

## 2 区域区分の設定

目標とする人口を確保するため、市南部に広がる市街地や臨海部においては、快適な生活環境の創出と市民の雇用を創出する産業の振興、また、市街地周辺の田園地域や臨海部の景勝地においては、地域の伝統やコミュニティを維持しつつ、自然環境や田園風景の保全を目指すため、市内全域を市街化区域と市街化調整区域に区分（区域区分）を設定します。区域区分の設定の上、都市機能を適正に配置し、地域にふさわしい社会資本の整備と、開発行為や建築行為の適正な規制と誘導を図ります。

人口が減少する中で、現行の市街化区域内には農地や未利用地などが多く残っています。そのため、新たな住宅市街地を開発するための市街化区域の編入は、原則として行わないものとします。

産業用地などを開発するための市街化区域の編入は、土地利用の動向を踏まえ、民間活力による産業基盤の整備など、計画的な市街化を図る上で特に必要な場合に行うものとします。また、拡大する区域は、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性および確実性を備えた必要最小限の区域とします。

現在、市街化区域内にあって、計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間、市街化が見込まれない区域などで、周辺市街地に影響を及ぼさない区域については、市街化調整区域への編入も検討します。

### 3-3 都市づくりの目標

都市づくりの視点および将来の都市像「自然・歴史・産業が育む 交流が盛んな活力あるまち 赤穂」の実現に向けて、取り組むべき目標（都市づくりの目標）を次のとおり定めます。

#### ■都市づくりの視点

視点①：都市機能の誘導と交通ネットワークの形成などによる持続可能な都市づくり

視点②：地域の資源や活力を活かした都市づくり

視点③：安心・安全な都市空間づくり

#### ■将来の都市像

**自然・歴史・産業が育む 交流が盛んな活力あるまち 赤穂**

#### ■都市づくりの目標

##### 目標1：都市機能の誘導と良好な居住環境づくり

- ・ JR播州赤穂駅周辺、JR有年駅およびJR坂越駅周辺において、居住に必要な都市機能の誘導
- ・ 市街地整備された駅周辺に公共交通機関によりアクセスできる交通ネットワークの維持
- ・ 住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境づくり
- ・ 様々なライフスタイルに対応するための居住環境の整備や空き家の有効活用

##### 目標2：水とみどりの豊かな都市空間づくり

- ・ 豊かな自然環境や歴史的風土、地域資源を活かした都市空間の形成
- ・ 自然環境、歴史環境の保全
- ・ 公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた遊具更新

##### 目標3：にぎわいのある地域産業の振興と活力ある都市づくり

- ・ JR播州赤穂駅周辺のにぎわいづくり、担い手育成による商業振興
- ・ 民間活力による産業基盤の整備検討
- ・ 農水産業の活動基盤の継承や農村、漁村集落環境の保全
- ・ 自然、歴史景観を活かした観光振興などによる活力ある交流の促進

##### 目標4：誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり

- ・ 防災インフラの整備、強靱な市街地の整備などのハード面の整備
- ・ 地域防災力の向上や防災体制の充実などのソフト面の整備
- ・ 高齢者などだれもが生活しやすいユニバーサル社会づくり

##### 目標5：市民や事業者などとの協働による都市づくり

- ・ 市民、まちづくり活動団体、事業者がそれぞれの連携、協働による都市づくり

## ■都市づくりの目標

### 目標1:都市機能の誘導と良好な居住環境づくり

持続可能な都市づくりを進めるため、JR播州赤穂駅周辺、土地区画整理事業を進めているJR有年駅およびJR坂越駅周辺において、居住に必要な都市機能の誘導を進めます。

公共交通機関により駅をはじめ都市機能とアクセスできる交通ネットワークの維持を図ります。

人口減少により既存集落の活力や居住環境が低下する懸念のある市街化調整区域では、コミュニティの維持や日常生活に必要なサービス機能を確保するなど、豊かな自然と営農環境を保全しながら、防災などの安全性にも配慮し、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境づくりを進めます。

仕事の場を選ばない働き方（テレワークの進展など）や、都市や農村それぞれの地域に生活拠点を持つこと（二地域居住など）をはじめ、様々なライフスタイルに対応するための居住環境の整備や空き家の有効活用なども検討します。

### 目標2:水とみどりの豊かな都市空間づくり

近年では、公園、緑地、水辺空間、都市農地などのオープンスペースの重要性が再認識されています。また、水とみどりに関する市民のニーズが多様化してきていることを踏まえ、本市特有の瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡、歴史的なまちなみなど、豊かな自然環境や歴史的風土、地域資源を活かした都市空間の形成や自然環境、歴史環境の保全を進めます。あわせて、公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた遊具更新を図り、水とみどりの豊かな都市空間形成を進めます。

### 目標3:にぎわいのある地域産業の振興と活力ある都市づくり

JR播州赤穂駅周辺の中心市街地において、空き店舗活用によるにぎわいづくりや地域の維持管理、運営に主体的に取り組み、地域の価値の向上や経済の活性化を図ることのできる担い手の育成による商業の振興を進めます。

赤穂IC周辺など産業用地の可能性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。

農地の集積、集約や、農水産物の加工や、特産品のブランド化推進および保護による高付加価値化への支援や地産地消の推進による農業、漁業の生産性、収益性の向上を図り、農水産業の活動基盤の継承や農村、漁村集落環境の保全を図ります。

瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡、歴史的なまちなみをはじめとする景観を活かした観光振興などを進め、活力ある交流を促進します。

#### 目標4:誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり

近々発生すると言われていた南海トラフ巨大地震をはじめ、頻発、激甚化している台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のため、河川の改修や海岸施設の維持管理などの防災インフラの整備、老朽家屋が密集した地域の改善など強靱な市街地の整備によるハード面の整備を進めます。

また、地域防災力の向上や防災体制の充実によるソフト面の整備や、災害を受けやすい地域における宅地利用を制限するなど災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。

JR播州赤穂駅周辺やJR有年駅およびJR坂越駅周辺において、道路や建築物、公共交通機関などの一体的なバリアフリー化によるハード面の環境整備にとともに、コミュニティの形成や心のバリアフリーを目指したソフト面での施策の展開を図り、だれもが生活のしやすいユニバーサル社会づくりを進めます。

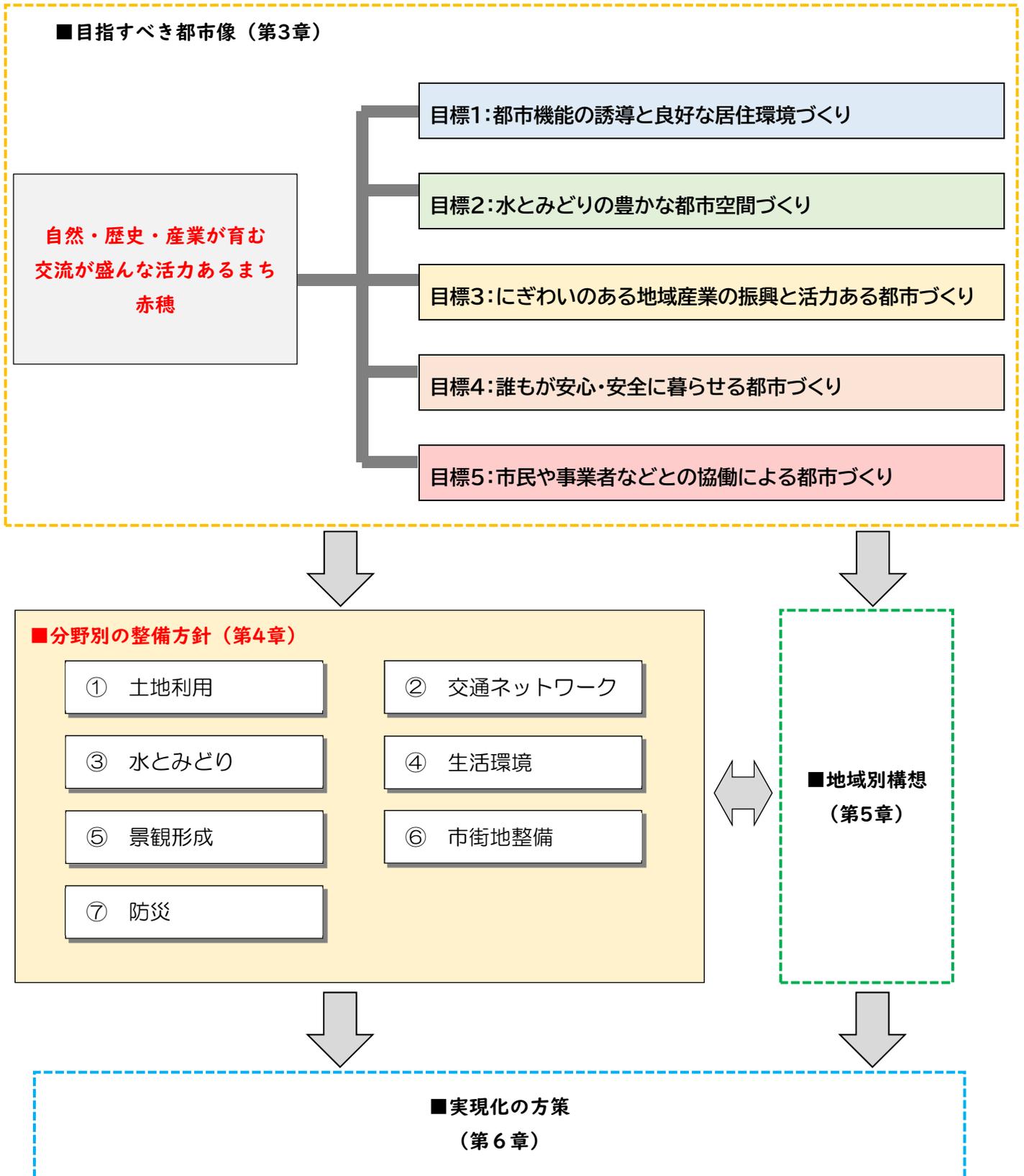
#### 目標5:市民や事業者などとの協働による都市づくり

市民や事業者ニーズの多様化や、地域の実情に応じた課題に対応するため、市民、まちづくり活動団体、事業者がそれぞれ連携、協働しながら都市づくりを進めます。

また、すべての人が都市づくりに参画できるように、積極的な情報発信と多様な機会の創出を図ります。

## 第4章 分野別の整備方針

目指すべき都市像の実現に向けて、都市づくりの目標に基づく整備方針を以下の「土地利用」「交通ネットワーク」「水とみどり」「生活環境」「景観形成」「市街地整備」「防災」の7つの区分別に整理します。



## 4-1 土地利用の方針

### (1) 基本的な考え方

医療、福祉、商業など、居住に必要な都市機能を市街化された駅周辺に誘導するとともに、既存集落における日常生活に必要なサービス機能を確保することにより、将来にわたって安心して暮らし続けられるように、現在の法的枠組み（区域区分や用途地域、地区計画、特別指定区域など）を基本としながら、計画的な土地利用による秩序ある都市づくりを進めます。

#### ①計画的な土地利用の推進

- 区域区分（市街化区域・市街化調整区域）や地域地区の用途地域などの適正な運用を図るとともに、見直しを計画的に行います。
- 良好で秩序ある土地利用を図るため、開発行為などの民間宅地開発に対する適正な指導、誘導を行います。
- 計画的な土地利用や地域の特性を活かした住民参加のまちづくりを推進するため、地区計画制度などを活用したまちづくりを進めます。
- 土地利用検討区域については、地域の特性を活かした民間活力による土地利用を検討します。
- 空き家、空き地などの未利用地について、移住者の受け皿などとして利活用することや、改善に向けた取り組みについて検討します。

#### ②特別指定区域制度の活用

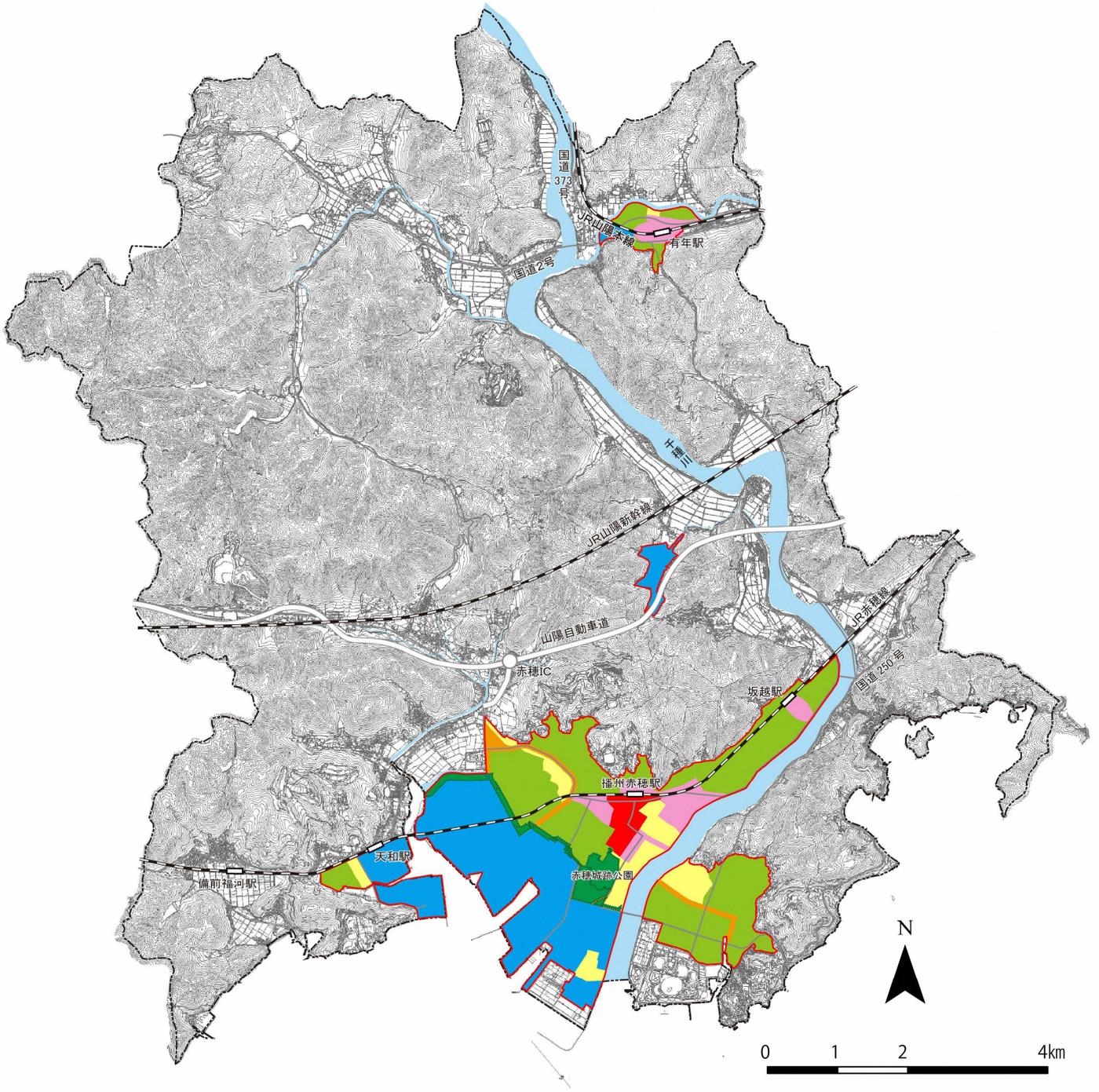
- 市街化調整区域での地域の実情に応じた土地利用を推進するため、土地利用計画を策定し、特別指定区域制度のメニューのうち「地域活力再生等区域（地縁者の住宅区域）」や「地域資源活用区域」、「複合型区域」の指定を行っています。今後も、既存集落の維持、活性化や、交流の促進を図るため、豊かな自然と営農環境を保全、防災などの安全性に配慮しつつ、特別指定区域制度を活用した地域の実情に応じた土地利用を推進します。

## (2) 市街化区域における土地利用の誘導方針

市街化区域における土地利用の誘導方針について、土地利用の現状と将来都市構造を踏まえながら、以下に示す区分を設定し、考え方を整理します。

土地利用区分		誘導方針
住宅系	専用住宅地	住宅を中心とする良好な居住環境を形成する地域とします。 戸建住宅を主体とした低層住宅地や戸建住宅と共同住宅が調和する中低層住宅地として、用途の混在や建築物の高低差による環境悪化などを防止し、良好な居住環境の保全および向上を図ります。
	複合住宅地	居住環境の保全を図りつつ、店舗、事務所などが共存する地域とします。 旧集落の老朽化した木造住宅が密集している区域では、狭隘道路の改善などに加え、建築物の不燃化、耐震化の促進を誘導します。
商業系	中心商業業務地	赤穂城跡、歴史的なまちなみなど歴史的景観の保全、創出に配慮しつつ、駅前の利便性を生かした行政機能、商業機能、居住機能が集積する地域とします。 行政、交通、医療、文化などの居住や交流に必要な都市機能を維持しつつ、中心市街地としてのにぎわいの形成、商業・業務機能の充実を図ります。 民間活力を活かしながら、空き店舗や空き地の解消などにより、オープンスペースなど魅力的な公共空間を確保し、多様な人々の出会いの場、交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出を図ります。
	商業業務地	中心商業業務地の役割を補完しつつ、市民の日常生活に必要な商業機能などの充実を図る地域とします。 JR有年駅およびJR坂越駅の周辺においては、鉄道駅などの交通結節点を生かして、既存の金融機関、郵便局など日常生活の利便施設の維持、充実を図ります。
	沿道サービス地	幹線道路に面する利便性を生かして、周囲の居住環境に配慮しつつ、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域とします。 無秩序な土地利用の防止を図り、住宅と商業施設との適正な共存を誘導します。
工業系	工業地	工業系施設の集積を誘導し、製造業などの操業環境を保全する地域とします。 既存工場の維持を図るため、設備投資などを支援し、雇用の維持、安定化を図ります。

■市街化区域における土地利用の誘導方針



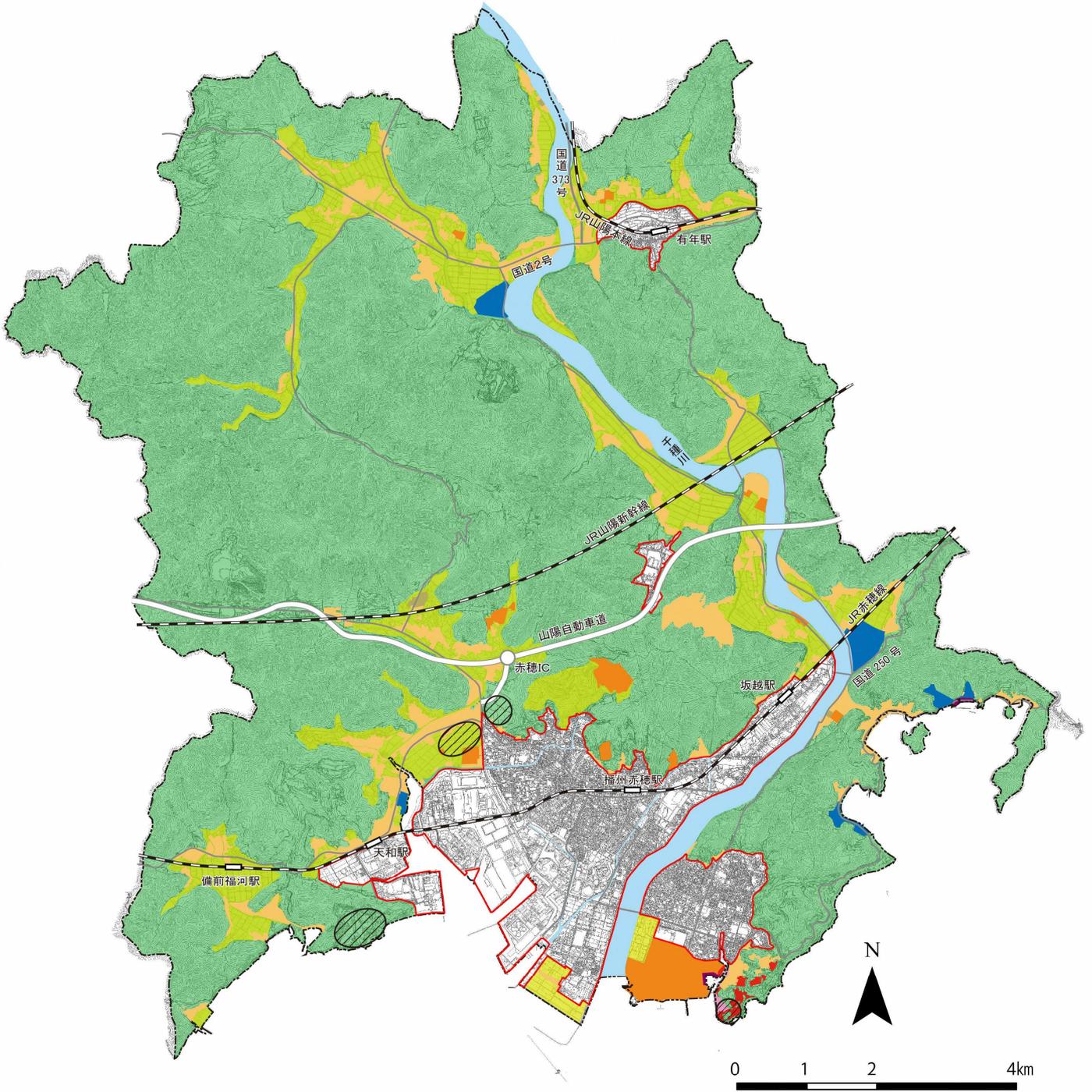
【凡 例】		
● 土地利用	● 都市施設等	----- 行政界・都市計画区域界
■ 専用住宅地	—+—+— 鉄道	□ 市街化区域界
■ 複合住宅地	○ 自動車専用道路	
■ 中心商業業務地	—+—+— 主要幹線道路等	
■ 商業業務地	■ 公園・緑地	
■ 沿道サービス地		
■ 工業地		

### (3) 市街化調整区域における土地利用の誘導方針

市街化調整区域における土地利用の誘導方針について、土地利用の現状と将来都市構造を踏まえながら、以下に示す区分を設定し、考え方を整理します。

土地利用区分	誘導方針
集落区域	<p>既存の住宅を中心に、良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域、生活の利便性や快適性を得るために生活関連施設や公共公益施設などの効率的整備を促進し、良好な居住環境の形成に配慮すべき区域とします。</p> <p>農業生産活動や集落との関連がなく、良好な集落環境の形成に支障を及ぼすような都市的土地利用や開発は抑制しつつ、既存集落におけるコミュニティの維持を目的とした住宅供給や日常生活用品の販売など小規模な商業・業務施設の立地を可能とし、周辺環境と調和したゆとりのある生活空間の保全に配慮した、低層を主とした建築物の誘導を図ります。</p>
特定区域	<p>地域住民の日常生活に必要な施設や地域の活性化を図るため、周囲の営農環境や田園風景との調和を図りつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導します。</p> <p>大規模な事業所などの立地する区域については、雇用の場の創出や定住促進に資する生産、流通、商業などの産業立地を可能とします。</p> <p>また、県立赤穂海浜公園東側や坂越港については、観光振興や漁業振興に資する施設（水産物の加工、製造施設、流通施設、販売施設や飲食店など）の立地誘導や、地域資源を活用した交流の促進を図ります。</p>
農業区域	<p>農業の振興を図るとともに、農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図ります。農業生産活動や集落と関連のない土地利用や開発、施設整備のための土地利用転換を抑制し、優良農地の保全を図ります。</p>
森林・保全区域	<p>森林としての土地利用を通じて、森林が持つ多面的な機能の発揮を図ります。特に、神社境内樹林地をはじめとする優れた自然環境については、原則として開発行為などの土地利用の転換を禁止し、地域の貴重な資源として適正な管理を図ります。</p> <p>自然とのふれあいを目的とした文化、レクリエーションの場として活用を図ります。</p>
土地利用検討区域	<p>赤穂IC周辺など産業用地の可能性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。</p> <p>また、福浦地区東側の沿岸部や、御崎地区の御崎灯台周辺について、新たな土地利用の展開や促進を図ります。</p>

■市街化調整区域における土地利用誘導方針



【凡 例】		
● 土地利用	● 都市施設等	----- 行政界・都市計画区域界
■ 集落区域	—+—+— 鉄道	□ 市街化区域界
■ 集落区域(地域資源活用系)	○ 自動車専用道路	
■ 特定区域(工業系)	— 主要幹線道路等	
■ 特定区域(住宅系)		
■ 特定区域(公共施設系)		
■ 特定区域(その他(地域資源活用系))		
■ 特定区域(その他(港湾区域))		
■ 農業区域		
■ 森林・保全区域		
■ 土地利用検討区域		

## 4-2 交通ネットワークの方針

### (1) 基本的な考え方

市民生活の利便性および安全性の向上、産業振興、市内外の交流の活性化などを図るため、機能的で有機的な幹線道路ネットワークを形成し、市内各地区の自動車交通の円滑化を図ります。また、関係機関と協力しながら道路交通基盤の計画的な維持管理、整備にも取り組みます。

高齢者や障がい者などの移動手段を確保するため、地域の実情に合わせた交通体系の整備を図り、都市機能拠点に容易にアクセスできるネットワークの形成を図ります。

### (2) 公共交通の整備方針

- JR有年駅においては、鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の利便性を向上させるため、駅周辺の整備を推進します。
- 鉄道を利用する住民や観光客の利便性向上に向け、JR赤穂線、山陽本線の輸送力の維持確保など関係機関に働きかけます。
- 障がい者など交通弱者の移動手段を確保し、利便性を高めるため、路線バスとコミュニティバスの相互補完を図ります。
- 市内循環バス「ゆらのすけ」をはじめ、東備西播定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」による都市間バス、有年地区のデマンドタクシー「うね・のり愛号」など、地域の実情に合った交通体系の整備を図ります。

### (3) 道路の配置・整備方針

#### ①幹線道路の配置

##### ア 主要幹線道路

主要幹線道路は、幹線道路の中でも特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路であり、西播磨地域内の拠点間や他地域を連絡し、自動車専用道路と連携して広域的な交通を処理する役割を担っています。

国道2号、国道250号、および主要地方道坂越御崎加里屋線、一般県道赤穂港線などを主要幹線道路として位置づけます。

##### イ 幹線道路

幹線道路は、市内の各地域又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、都市および市街地の骨格を形成する役割を担います。

市域南北を結ぶ国道373号、主要地方道赤穂佐伯線、一般県道高雄有年横尾線、周世尾崎線、大津西有年線などと、臨海部の景勝地を連絡する一般県道壺根坂越線を幹線道路として位置づけます。また、市街化区域内においては、都市計画道路も幹線道路に位置づけ、通過交通の適切な誘導、災害時における避難、救援などの防災機能の確保と良好な市街地を形成する観点から、土地利用に応じ適正に配置します。

## ②幹線道路の整備

### ア 主要幹線道路

- 国道2号については、JR有年駅周辺における拠点地区の形成を促進し、また西播磨地域内の拠点間や他地域との連携強化を図るため、4車線化の整備を促進します。
- 国道250号については、高取峠のトンネル化を関係機関に要望します。

### イ 幹線道路

- 都市計画道路赤穂大橋線、唐船線、塩屋野中線、野中浜市線、有年駅北線、有年駅南線の整備を図ります。
- 都市計画道路塩屋野中線などのバリアフリー化（リニューアル）を推進します。
- JR有年駅においては、利便性を向上させるため、駅前広場の整備を推進します。
- 長期間未整備の都市計画道路について、優先順位を踏まえた整備を図るとともに、土地利用の方向性や将来の需要などを考慮し、当初の必要性が低下した路線については、必要に応じて計画の見直しを行います。

## ③その他の道路などの整備

- 生活道路については、密集市街地内の狭隘な道路の拡幅整備を推進するほか、高齢者、障がい者などに配慮した人にやさしいネットワーク形成を図ります。
- 市民が安心、安全で快適に利用できる遊歩道などの維持管理に努めるとともに、自転車活用空間の整備促進を図ります。
- 鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自動車の対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を進めます。

## ④道路の維持管理

- 通学路での防護柵や路面標示などにより、交通安全対策の整備を推進します。
- 落石防止柵などの設置、更新により、防災対策の整備を推進します。
- 街路樹管理や道路除草などにより、道路環境対策を推進します。



## 4-3 水とみどりの方針

### (1) 基本的な考え方

豊かな自然環境や清流千種川の水源保護、歴史的風土の保全を図りつつ、快適な生活環境を創出するため、身近なみどりである街路樹や公園施設などの適切な維持管理に努めます。また、本市固有の自然、歴史、文化の活用や、ニーズに応じた効果的な整備を推進し、みどりの豊かさを市民が実感できる都市づくりを進めます。

### (2) 水とみどりの配置方針

#### ①水とみどりのライン

清流千種川を水とみどりのラインとして位置づけます。水とみどりのラインは、みどりの拠点である赤穂ふれあいの森と県立赤穂海浜公園を結ぶみどりのネットワークの骨格としての役割を担います。

#### ②みどりの拠点

県立赤穂海浜公園、赤穂ふれあいの森、赤穂城南緑地、赤穂ピクニック公園、あこう河鹿の森をみどりの拠点として位置づけます。みどりの拠点は、本市の公園緑地の中心的な役割を担うため、適正な維持管理と赤穂城跡公園の一部未開設区域の整備を図ります。

#### ③みどりのネットワーク

赤穂市総合計画に位置づけられている広域交流ライン（国道2号、国道250号、国道373号）、産業交流ライン（都市計画道路新田坂越線）、生活文化交流ライン（一般県道大津西有年線）、観光交流ライン（主要地方道坂越御崎加里屋線、一般県道壺根坂越線）は、緑のサブ拠点などの公園、緑地を結ぶみどりのネットワークとして位置づけ、みどりの保全を図ります。

#### ④緑地の保全エリア

##### ア 山なみ保全エリア、臨海丘陵地・海岸保全エリア

美しい自然景観を形成し、都市の骨格となっている北部および西部の山なみや臨海部の丘陵、海岸を山なみ保全エリア、臨海丘陵地、海岸保全エリアとして位置づけ、自然環境の保全を図ります。

##### イ 農地保全エリア

千種川沿いや西部の農地が広がる区域を農地保全エリアとして位置づけ、優良農地の保全を図ります。

##### ウ 工業緑地保全エリア

臨海工業地、赤穂清水工業団地を工業緑地保全エリアとして位置づけ、既存工場内の緑地環境の保全を図ります。

## エ 既成市街地緑化推進エリア

市街化区域内を既成市街地緑化推進エリアとして位置づけ、身近な公園や街路樹などの計画的な整備とあわせて、民有地の緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。

### 【中心市街地】

JR播州赤穂駅から赤穂城跡公園に至る中心市街地においては、赤穂義士ゆかりの遺跡や寺社などの歴史文化的遺産が点在する落ち着いた空間において、“赤穂らしさ”を演出するみどりの都市づくりを推進します。

### 【密集市街地】

密集市街地においては、その改善に向けた地域住民によるまちづくりの取り組みと連携しながら、防災性の向上に資するみどりの都市づくりを推進します。

## ⑤風致地区

風致地区では、美しい自然景観を維持するために無秩序な開発行為を制限します。

## (3) 公園・緑地の整備方針

### ①身近な公園(街区公園・近隣公園)

- 市民の日常的な交流の場や遊びの場となる街区公園については、土地区画整理事業地内において、今後の宅地化の状況などに応じた整備促進を図ります。
- 身近な公園の整備に当たっては、市民の参画のもとに整備や管理運営に取り組みます。

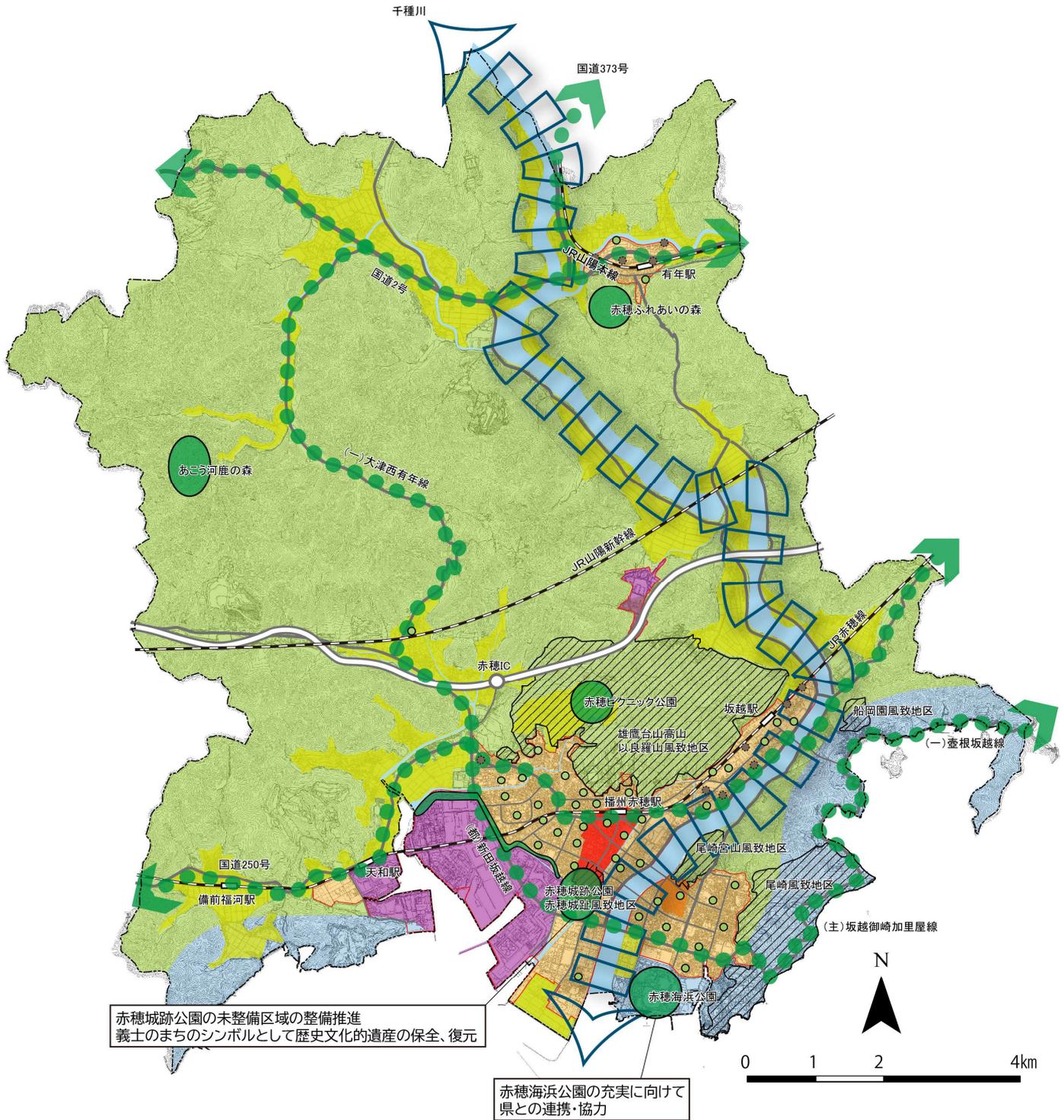
### ②大規模な公園(総合公園・広域公園・緑地)

- 本市のシンボルである赤穂城跡公園は、観光客が来訪する歴史、文化的スポットであることから、赤穂城跡公園の未整備区域の整備を推進し、義士のまちのシンボルとして歴史文化的遺産の保全、復元を図り、史跡を活用した市民が誇れる場所づくりに取り組みます。
- 県立赤穂海浜公園の充実に向けて県との連携、協力を図ります。
- 千種川河川敷緑地は、千種川の豊かな自然環境を生かし、市民の緑地へのニーズの高まりにも対応するため、適切な維持管理に取り組みます。

### ③公園施設

- 既設公園のうち老朽化により改良を必要とする公園については、市民ニーズに応じた遊具の更新を計画的に推進します。また、適正な維持管理による公園施設の長寿命化を図ります。

## ■水とみどりの配置方針・公園・緑地の整備方針



【凡 例】	
●水とみどりの配置・公園・緑地の整備	山なみ保全エリア
□□□□水とみどりのライン	臨海丘陵地・海岸保全エリア
●●●●みどりのネットワーク	農地保全エリア
●みどりの拠点 (大規模な公園等)	工業緑地保全エリア
●身近な公園(供用済)	既成市街地緑化推進エリア
●身近な公園(未整備)	既成市街地(密集)緑化推進エリア
▨風致地区	既成市街地(中心)緑化推進エリア
	市街化区域

## 4-4 生活環境の方針

### (1) 基本的な考え方

衛生的で快適な市民生活を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理施設（下水道など）の計画的な更新と長寿命化や耐震化による適切な維持管理を図ります。また、気候変動への対応や環境問題への意識の高まりを踏まえ、省エネルギー化や資源の再利用、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めます。

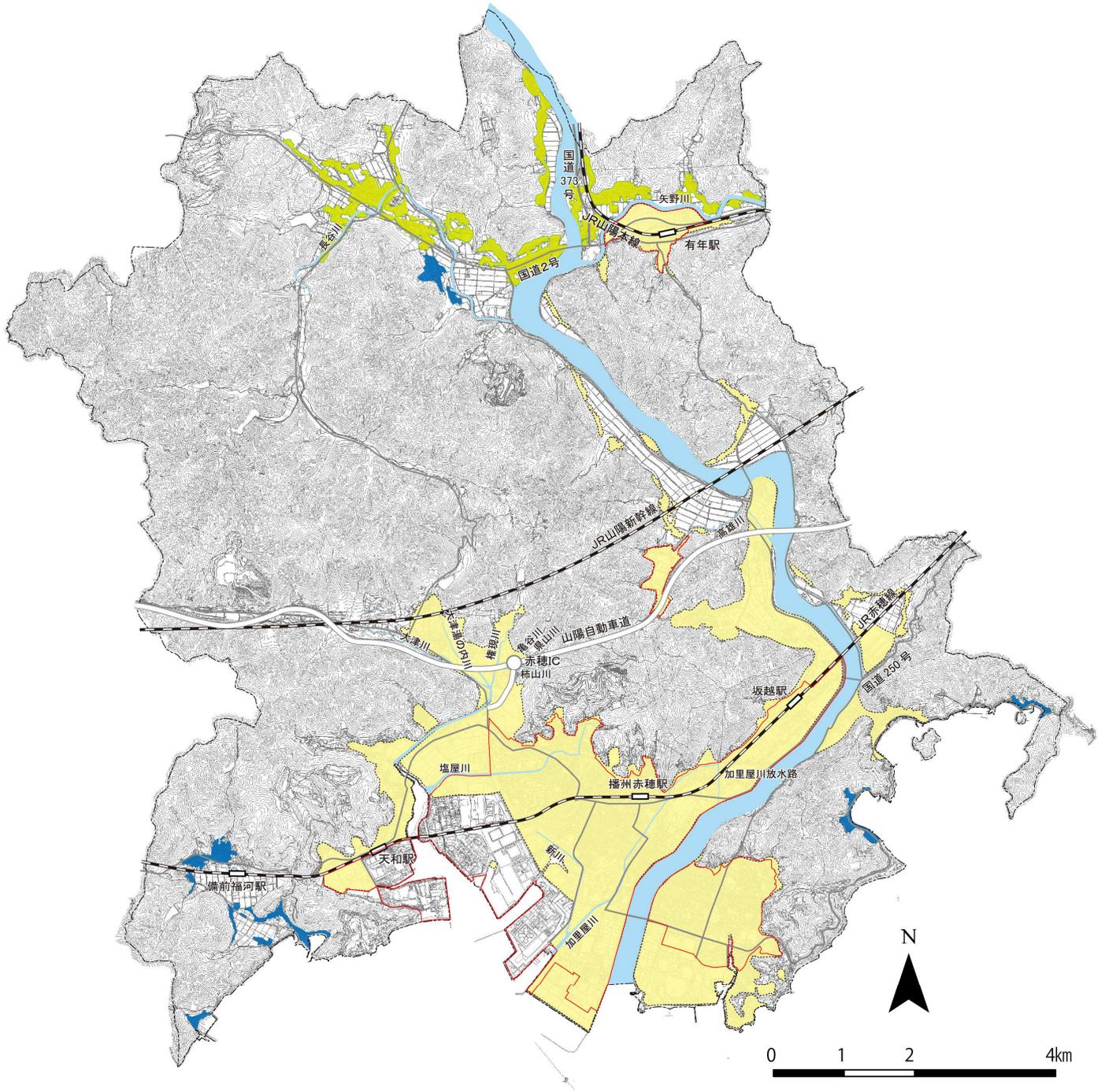
### (2) 生活排水処理施設の整備方針

- 生活排水処理の人口普及率は99.5%（2021年（令和3年）3月31日現在）と衛生的で快適な市民生活が確保されています。今後も土地区画整理事業が施行中の区域などにおいて、市街化の進展状況を踏まえつつ、污水管の整備を図ります。
- 下水道施設については、計画的な改築、更新や耐震化により、効率的な維持管理を図ります。また、新たな下水処理技術の導入を図ります。
- 公共下水道事業区域又は農業集落排水事業区域を除く区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援します。

### (3) その他施設の整備方針

- 設備更新時に省エネ設備の導入検討を進めるなど、脱炭素社会の取り組みを推進します。
- 赤穂市美化センターの長寿命化を図るとともに、資源の再利用など持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。

■生活排水処理施設の整備方針



【凡 例】			
	公共下水道処理区域(一部特環含む)		自動車専用道路
	特定環境保全公共下水道処理区域		主要幹線道路等
	農業集落排水処理区域		鉄道
			行政界・都市計画区域界
			市街化区域界

## 4-5 景観形成の方針

### (1) 基本的な考え方

豊かな自然環境と歴史、文化との調和のとれた秩序ある都市づくりを推進するとともに、快適で美しい都市景観づくりを進めます。

#### ①良好な都市景観の形成

- 市民との協働により、うるおいのある良好な都市景観形成を推進します。特に、景観のすぐれた地区などについては、法や条例に基づき景観保全対策を推進します。
- 都市景観に関する啓発や情報提供などを行うとともに、景観アドバイザー制度を活用します。
- 県など関係機関と連携して景観施策を推進します。
- 屋外広告物の規制を行うことにより、良好な景観の形成を推進します。

#### ②歴史的景観・自然的景観の保全と形成

- 赤穂城跡と加里屋地区を一体とし、緑や歴史的景観の保全と形成に取り組みます。
- 坂越地区や加里屋地区、また、旧備前街道沿線の歴史的まちなみや建築物を保全、活用します。
- 御崎地区の瀬戸内海の美しい景観をはじめとする自然的景観や赤穂温泉、国の名勝田淵氏庭園、伊和都比売神社などの地域資源の保全、活用に取り組みます。
- 「赤穂市都市景観の形成に関する条例」に基づく市街地景観形成地区などにおいては、市民との協働により都市景観の保全と形成を推進するため、景観助成を行います。
- 御崎地区について、特別指定区域（地域資源活用区域・複合型区域）による歴史的景観、自然的景観に配慮しながら地域資源を生かした土地利用を推進します。

## (2) 景観構造ごとの景観形成に関する方針

全市的な景観形成を図る上で骨格となる景観構造を「景観核など」「景観エリア」「景観ライン」の3つの要素に区分します。

### ①景観核など

景観核などは、本市の代表的なまちの顔となり、地域を象徴する景観拠点づくりを進めていくため設定するものです。義士遺跡が随所に点在する赤穂城跡周辺の中心市街地、県立赤穂海浜公園を含む御崎周辺の景勝地、坂越の歴史的まちなみのほか、歴史的建造物とその周辺の自然が調和して形成されている歴史的風土が挙げられます。

名称	景観形成の方針
景観核	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地区の自然性、文化性、歴史性を最大限に活かした特徴のある景観の整備を図ります。</li> <li>■ 景観形成上優れた歴史的風土や自然環境を保っている地区や、重要な建築物とその周辺環境の保存整備を図るとともに、活用に取り組みます。</li> </ul>
代表的眺望点・シティゲート	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地区のランドマークとなる樹木の保育と、代表的な本市の玄関口や眺望点の景観保全については、赤穂らしさの演出に配慮します。</li> </ul>

### ②景観エリア

景観エリアは、地域別の景観形成を方向付けるために設定するものです。景観エリアごとに基本目標を設定し、これに基づいて良好な景観形成を図ります。

名称	景観形成の方針
田園山なみ 景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農地と山なみ、河川が調和した田園景観の保全を図ります。</li> <li>■ 田園景観にとけ込んだ集落景観の育成を図ります。</li> <li>■ 周囲の自然にとけ込んだ静かで落ち着いたある田園市街地の保全を図ります。</li> </ul>
市街地山なみ 景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市街地から見える山の緑と山なみの保全を図ります。</li> <li>■ 市街地や瀬戸内海の島しょ景観などの眺望点の保全を図ります。</li> </ul>
市街地景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緑に包まれた低層の落ち着いたある住宅地景観と、活気とにぎわいのある商業業務地景観の創出を図ります。</li> <li>■ 赤穂城跡周辺は、義士遺跡、歴史的建造物、城下町の町割りなどの保全と歴史的環境の整備を図ります。</li> <li>■ 市街地空間から背後の山なみや千種川堤防などの眺望を守り、自然が見える市街地景観の形成を図ります。</li> </ul>
工業地景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 活力ある都市の景観資源として大規模工場環境の保全を図ります。</li> <li>■ 工場の緑化や修景対策による周辺の市街地景観や田園景観との調和を図ります。</li> </ul>
海岸景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海と丘陵山地の一体化した海岸景観の保全を図ります。</li> <li>■ 自然と観光施設などが調和した景観の創出を図ります。</li> </ul>

### ③景観ライン

景観ラインは、全市的な景観形成に関して、都市景観の骨格を明確にするために設定するものです。景観ラインごとに基本目標を設定し、これに基づいて良好な景観形成を図ります。

名称	景観形成の方針
千種川ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ふるさとの清流とその背景をなす緑豊かな美しい山なみや山裾などの低層集落景観の保全を図ります。</li> <li>■ 市民が親しく水辺に接することができる河川敷空間の整備と水質などの浄化を図ります。</li> <li>■ 橋の上から眺める周囲の田園や山なみ景観などの保全を図ります。</li> <li>■ 市街地から見える堤防法面などの修景を図ります。</li> <li>■ 下流域の堤防道路からの市街地景観や市街地のスカイラインの整備による、瀬戸内海や市街地背後の山なみなどの眺望の保全を図ります。</li> </ul>
内陸高速道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 沿道の山、谷、川、田園などの眺望の保全を図ります。</li> <li>■ 赤穂IC付近は、本市の玄関口にふさわしい案内板の設置などを行い、屋外広告物の設置を規制します。</li> </ul>
市内横断道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 赤穂らしさ（自然と歴史）を感じさせる沿道景観の形成を図ります。</li> <li>■ 峠、川沿い、田園風景、中心市街地などさまざまな沿道の土地利用に合わせ、景観に配慮した整備を図ります。</li> </ul>
市街地・臨海道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 千種川以西の区間は、グリーンベルトと調和するよう工場施設や沿道空間の緑化修景を図ります。</li> <li>■ 千種川以东の区間は、県立赤穂海浜公園へのアプローチ道路にふさわしい沿道の緑化と緑豊かな都市づくりを推進します。</li> </ul>
御崎・坂越海岸道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緑豊かな山なみが海辺に迫る自然景観と、波静かな瀬戸内の島しょ景観の保全を図ります。</li> <li>■ 魅力ある地域資源を有している地区であるため、自然緑地の保護や眺望景観の保全に重点を置いた適正な開発行為の誘導を図りながら、地域資源の活用を図ります。</li> <li>■ 沿道の眺望を阻害する要因の排除と、海岸の清掃など環境美化対策を推進します。</li> </ul>



## 4-6 市街地整備の方針

### (1) 基本的な考え方

持続可能な都市づくりを進めるため、JR播州赤穂駅周辺、JR有年駅周辺およびJR坂越駅周辺において居住や交流に必要な都市機能を誘導します。また、にぎわいの回復や、安心、安全に暮らせる環境の形成のため、空き家や空き地、空き店舗の利活用や改善、建物の改善、土地区画整理事業による宅地化の促進、地域の担い手づくりを推進します。赤穂IC周辺など産業用地の可能性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。

### (2) 既成市街地の整備方針

- 中心市街地のにぎわいの回復を図るため、増加しつつある空き家や空き店舗の利活用や改善を推進するとともに、空き地の利活用に向けた取り組みについて検討します。また、安心、安全な市街地環境の形成を図るため、建物の耐震化や建て替えを推進します。併せて、地域の担い手が、地域の維持管理、運営に主体的に取り組み、地域の価値の向上や経済の活性化を図ることができる支援体制を整えます。
- 兵庫県の「ユニバーサル社会づくり推進地区」の指定を受けている加里屋地区をはじめ、中心市街地の道路や建築物、公共交通機関をはじめとするバリアフリー化などハード面の環境整備にとどまらず、コミュニティの形成や心のバリアフリーを目指したソフト面での施策の展開を図り、誰もが生活のしやすい都市づくりを推進します。

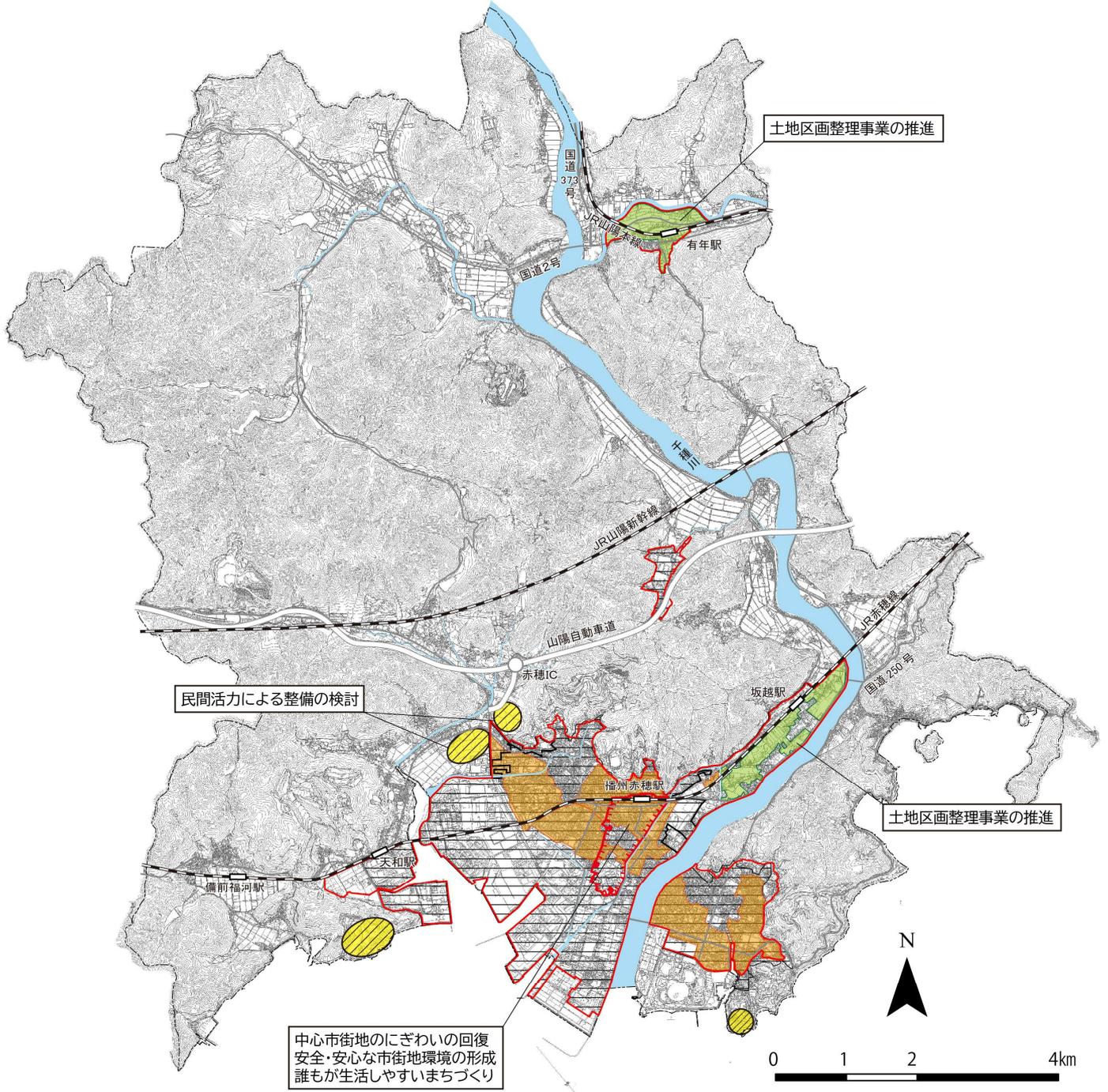
### (3) 新市街地の整備方針

- JR有年駅周辺の有年地区、JR坂越駅周辺の野中・砂子地区において、土地区画整理事業の推進により、区画道路や公園、下水道をはじめとする都市基盤施設の充実を図り、少子高齢化に対応した生活機能の集積、防災性の向上、ユニバーサル社会に対応した都市づくりを推進します。
- 市街化区域のうち大規模な農地が残存する区域や土地利用が進んでいない区域については、地権者などの意向および土地需要の動向を踏まえた土地利用の検討結果に基づき、適切な事業手法や区域区分の見直しを含めた検討をします。
- 市街化区域に隣接する市街化調整区域のうち、赤穂IC周辺など産業用地の可能性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。また、福浦地区東側の沿岸部や、御崎地区の御崎灯台周辺について、新たな土地利用の展開や促進を図ります。

### (4) 住宅地の整備方針

- 土地区画整理事業の施行区域など、生活道路や公園をはじめとする都市基盤が整備された良好な住宅地が形成されている区域又は形成されつつある区域については、用途混在や敷地の細分化の防止、建築物の高低差による環境悪化の防止、敷地内緑化の推進など、地区の実情に応じたまちづくりルール策定の促進し、良好な居住環境の維持を図ります。

# 市街地整備の方針



【凡 例】			
● 中心市街地	● 新市街地	● 土地利用検討エリア	—○— 自動車専用道路
■ 既成市街地	■ 土地区画整理事業		— 主要な幹線道路
	■ 完了		—+— 鉄道
	■ 施工中		--- 行政界・都市計画区域界
			□ 市街化区域界

## 4-7 防災の方針

### (1) 基本的な考え方

南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年頻発、激甚化している台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のため、防災インフラの整備や、密集市街地の改善など強靱な市街地の整備によるハード面の整備を進めます。また、地域防災力の向上や防災体制の充実などのソフト面の整備や、災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。

### (2) 防災拠点及び緊急輸送路の整備方針

#### ①防災拠点の整備

- 広域防災拠点に県立赤穂海浜公園、総合防災拠点に市役所、地域防災拠点に各公民館、コミュニティ防災拠点に各小・中学校などを位置づけ、災害時の避難、救援活動を円滑に行います。
- 防災拠点となる施設の大規模改修や営繕、修繕などの維持管理を適切に実施し、防災機能の強化を図ります。

#### ②緊急輸送路の整備

- 緊急輸送路に指定されている国道2号などについては、バイパス建設や道路の拡幅を促進するとともに、緊急輸送路から防災拠点に連絡する都市計画道路などの維持管理に努め、災害時の救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うために必要な道路ネットワークの形成を図ります。

### (3) 災害に強く安心・安全な都市基盤整備の方針

#### ①都市基盤の整備

- 公園、緑地をはじめとするオープンスペースは、災害時における延焼防止などの防災機能のほか、復旧、復興の拠点、救援物資の中継基地、一次避難場所などとして重要な役割を果たすため、公園、緑地の適正な保全管理を図ります。
- 南海トラフ巨大地震による津波被害のおそれのある地域においては、海岸施設などの適切な維持管理を図ります。

#### ②安全な市街地の確保

- 大規模な地震により大きな被害が想定される危険な密集市街地では、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建築物の不燃化、耐震化を促進するとともに、緊急車輛が通行するための道路拡幅などの整備を図ります。
- 尾崎地区の旧集落については、道路拡幅などにより密集市街地を解消し、居住環境や防災性能の改善、快適な住環境を推進します。
- 倒壊など周囲に危険を及ぼす恐れのある空き家は、所有者への指導や除却の支援などにより解消を図ります。

## (4) 自然災害などに対応するまちづくりの方針

### ①自然災害の未然防止

- 局地的豪雨などによる浸水の発生の抑制と浸水による被害を軽減するため、河川や下水道の整備とあわせて、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策を組み合わせた流域治水を推進します。
- 関係機関との連携により、保水機能などの公的役割を担う森林整備を図り、水源かん養と災害の未然防止のために、治山事業を促進します。
- 土砂災害への対策として、砂防事業の早期完了を関係機関に積極的に働きかけます。
- 災害を受けやすい地域における宅地利用を制限するなど、災害ハザードエリアなどを考慮した都市づくりを進めます。

### ②地域と連携した防災体制の強化

- 自然災害における緊急地震速報、津波警報などを市民に確実に伝達するため、防災行政無線の維持管理に努めます。
- 防災関連情報の提供により、防災意識を啓発するとともに、地域と連携し、防災体制の強化に取り組みます。



令和3年度 第2回赤穂市都市計画審議会（書面開催）の結果について

1 報告事項

報告第1号 赤穂市都市計画マスタープラン（素案）について

◆書面開催の結果

(1) 通知発送日

令和4年3月18日（金）

(2) 報告内容

赤穂市都市計画マスタープラン（素案）について

(3) 議事結果

〈回答状況〉 委員数 15人 回答数 15人

〈議事結果〉 有効回答数 15人

「意見等あり」と回答した委員数 4人

「意見等なし」と回答した委員数 11人

〈意見・質問〉 いただいたご意見に相對する素案の考え方を、別紙のとおりまとめました。  
今後、今回いただいたご意見も含め、素案について協議していただきたいと考えております。

## 寄せられたご意見と市の考え方

## 報告第1号 赤穂市都市計画マスタープラン（素案）について

	ご意見	素案の考え方
1	<p>赤穂市にとって宝ともいふべき山陽自動車道赤穂 IC を有効に活用出来ていない、他の IC 周辺では工業団地・物流基地・道の駅等の観光商業施設が必ず存在し有効に活用されている。赤穂市においても赤穂 IC 周辺の用途地域変更を行い有効活用出来るようにすべきであると考えます。</p>	<p>赤穂 IC 周辺については、2030 赤穂市総合計画で土地利用検討エリアに位置づけており、産業用地の可能性を有する地区として、民間活力による産業基盤の整備を検討していきます。</p> <p>また、赤穂 IC 周辺の市街化区域への編入、有効活用については、土地利用が進んでいない市街化区域が減少した段階で検討していきたいと考えております。</p>
2	<p>工業・商業・観光業の活性化のインフラとして、また BCP におけるライフライン確保の観点からもさらなる幹線道路の改良・維持・補修及び市外との重要アクセスである高取峠トンネル等の幹線道路の整備を行うべきと考えます。</p>	<p>「交通ネットワークの方針」において、関係機関に高取峠のトンネル化を要望すること、赤穂大橋線などの幹線道路の整備を図ることを明示しており、引き続き高取峠のトンネル化の要望活動及び幹線道路の整備を推進します。</p>
3	<p>御崎地区や坂越地区等の観光地や農業・漁業施設周辺に従来にない新しいタイプの出店希望者が市街化調整区域の規制により出店をあきらめる事の無い様、出店規制の緩和・手続きの簡略化を行い、出店を応援し、魅力ある街づくりを行うべきと考えます。</p>	<p>御崎地区の市街化調整区域については、地域の実情に応じた土地利用を推進するため、土地利用計画を策定し、特別指定区域制度の指定を行い、必要に応じて制限の緩和を行っております。また、坂越地区については、県の「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」に基づく特区の指定に向けた申出をする予定であります。</p> <p>今後も、特別指定区域制度等を活用した地域の実情に応じた土地利用を推進していきます。</p>

	ご意見	素案の考え方
4	<p>今後の人口減少及び社会インフラの老朽化対策リニューアルを考えると、市内全域をくまなくインフラリニューアルを行う事は不可能であり住居地域や公共施設の集約・統合は避けて通れないと思います。そのためには限られた財源を集中してコンパクトシティー化を図るべきと考えます。</p>	<p>「都市づくりの目標」において、JR 播州赤穂駅周辺、土地区画整理事業を進めている JR 有年駅および JR 坂越駅周辺において、居住に必要な都市機能の誘導を掲げ、コンパクトな都市づくりを目指します。</p>
5	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法) が改正されて、市町村による「心のバリアフリー」の推進が強調されています(令和2年6月19日施行)。赤穂市のマスタープランでは、68 ページに「心のバリアフリー」について触れられているものの、既成市街地の整備目標の一つとして留まっています。そのため、49 ページの目標4に「心のバリアフリー」について追記するのはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見のように、ハード面の環境整備によるバリアフリー化の推進だけではなく、「心のバリアフリー」の推進についても、重要な項目と考えます。ご意見を踏まえ、49 ページの都市づくりの目標4: 誰もが安心・安全に暮らせる都市づくりに「心のバリアフリー」について追記することを検討します。</p>
6	<p>統計数値について、2015年のデータが使われていますが、国勢調査2020年のデータが一部公表されているので、それを示して欲しいです。特に本マスタープランを用い、新型コロナウイルスによる影響を今後見ていくときに、R2年度のデータの有無でどれだけの落ち込みがあったかなど比較できるため採用して頂きたいです。同じく、赤穂市統計書もR2年度の公表はされているので使用して頂きたいです。</p>	<p>2020年の国勢調査のデータについて、公表済みのものは赤穂市都市計画マスタープラン(素案)に掲載しております。未公表のデータにつきましては、公表され次第、データの更新を行う予定です。赤穂市統計書等、その他データにつきましても、最新のデータを反映します。</p>

	ご意見	素案の考え方
7	西播磨地域都市計画区域マスタープランの概要説明でも、新型コロナウイルスの影響が述べられていたので盛り込む必要があります。	ご意見の新型コロナウイルスの影響について盛り込む必要があるという考えを踏まえ、「都市づくりの視点③：安心・安全な都市空間づくり」において、新型コロナウイルス感染症を契機とした仕事の間を選ばない働き方（テレワークの進展など）など、新型コロナウイルスを契機とした新しいライフスタイルに対応した都市づくりについて示しています。
8	39 ページの公園について、「適切な維持管理による長寿命化」の中身は、具体的には遊具更新との説明でした。素案では、長寿命化のあと遊具更新についても併記されているので、「遊具更新を行い適切な維持管理によって長寿命化をはかる」ことが重要で、という表記になるのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、「遊具の市民ニーズに応じた更新や適切な維持管理による長寿命化」に修正します。
9	24 ページの都市計画道路の整備状況について、都市計画マスタープラン 2013 年と比較して、路線数の変更があるのはどういった理由からでしょうか。具体的には本文中幹線街路 25 路線（2013 年：27 路線）、表中 16m 以上～22m 未満 7 路線（2013 年：8 路線）、12m 以上～16m 未満 13 路線（2013 年：14 路線）の部分です。2 路線は具体的にどの路線でしょうか、またこの約 10 年間に工事が完了したということでしょうか。同じく、25 ページの都市公園については、公園 56 箇所（2013 年：59 箇所）ですが、どのような整備等が行われた結果公園数が減少しているのでしょうか。	都市計画決定後、長期にわたり事業化されていない都市計画道路・公園においては、全国的に建築制限の長期化などの問題が顕在化し、本市でもこれらの長期未着手都市計画道路・公園を対象に、その必要性を検証し、見直しを行いました。 この長期未着手の都市計画道路の見直しにより、塩屋駅北線（幅員 12m）及び新田鷗和線（幅員 16m）が、現道及び周辺道路の整備により、路線を代替する機能が確保されたことから廃止され、都市計画道路の路線数は、27 路線から 25 路線に変更になりました。また、都市公園については、総門町公園、駅前町第 2 公園及び上町公園が、周辺地域における公園及び児童遊園の整備により、代替機能が確保されたことから廃止され、公園数が 59 箇所から 56 箇所に変更になりました。

	ご意見	素案の考え方
10	<p>今後 10 年内では特に、国道 2 号線、山陽自動車道と市街地を南北に結ぶ千種川沿いではないルートが防災と産業誘致の面から非常に重要になります。具体的には、県道大津西有年線と今は社会基盤整備プログラムにはのっていない赤穂 IC 付近から清水工業団地経由で赤穂佐伯線に抜けるルートの整備が必要です。県道大津西有年線整備の進捗が遅れている中、42 ページ以降の「将来の都市構造」における機能軸の考え方で産業交流ライン、生活文化交流ラインの見直しや優先度の変更についても盛り込んでいかないといけないと思います。災害時の都市機能維持という観点については、同様に 56 ページ以降の交通ネットワークの方針においても重要度を上げて触れていただきたいです。</p>	<p>ご意見の「将来の都市構造」における機能軸の考え方で産業交流ライン、生活文化交流ラインの見直しや優先度の変更については、本マスタープランが 2030 赤穂市総合計画に基づいた計画であることから、見直し等はいりません。</p> <p>また、幹線道路等の災害時の都市機能維持という観点については、56 ページ (3) 道路の配置・整備方針において、「通過交通の適切な誘導、災害時における避難、救援などの防災機能の確保と良好な市街地を形成する観点から、土地利用に応じ適正に配置します。」と示しております。幹線道路等の整備に関する重要度については、本マスタープランに基づいて、個別に検討していくものと考えます。</p>
11	<p>64 ページ①「良好な都市景観の形成」の部分で、景観アドバイザー制度の活用が挙げられていますが、この制度は②の歴史的景観の保全についても活用すべき内容ではないでしょうか。また、どのエリアに対して活用することを検討しているのか、具体的な案があれば説明が欲しいです。</p>	<p>市街地景観形成地区内等での建築行為及び大規模建築物等に対し、専門家による技術指導を行うことにより、よりよい都市景観を創造することを目的とし、景観アドバイザーを設置しております。よりよい都市景観を創造することを第 1 の目的としておりますので、「良好な都市景観の形成」の部分に示しております。</p> <p>景観アドバイザー制度については、市街地景観形成地区などエリアを限定せず、必用に応じて活用し、よりよい都市景観を創造するよう取り組んでまいります。</p>

	ご意見	素案の考え方
12	赤穂市公共施設等総合管理計画との整合性はどうか。	<p>赤穂市公共施設等総合管理計画においては、今後の人口減少や少子高齢化に伴い、厳しい財政状況が予測され、効率的でコンパクトな施設運営を行っていく必要があるため、市が保有する施設の総延床面積を縮減することを目標としております。</p> <p>本マスタープランにおいても、都市機能拠点に容易にアクセスできるネットワークの形成を図り、都市機能の誘導（コンパクトな都市づくり）を推進すること、都市計画道路について、優先順位を踏まえた整備を図るとともに、必要性が低下した計画路線の見直しを行うことなどにおいて、赤穂市公共施設等総合管理計画との整合を図っております。</p>

赤穂市都市計画マスタープラン改定にかかる新旧対照表

下線は変更部分を示す。

変更前	変更後
<p>P. 39 2-4 都市づくりの課題 ④水とみどり（自然環境・公園・緑地）に関する課題</p> <p>■既設公園については、<u>適切な維持管理による長寿命化や、市民ニーズに応じた遊具更新</u>が必要です。また、少子高齢化にともない、利用者や維持管理の担い手がいない、利用が少ない児童遊園などもみられることから、周辺施設の状況および類似機能施設の配置状況など、多方面から総合的な検討を行い、児童遊園について今後の施設の方向性を見直す必要があります。</p> <p>P. 49 3-3 都市づくりの目標 目標4：誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり</p> <p>近々発生すると言われている南海トラフ巨大地震をはじめ、頻発、激甚化している台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のため、河川の改修や海岸施設の維持管理などの防災インフラの整備、老朽家屋が密集した地域の改善など強靱な市街地の整備によるハード面の整備を進めます。</p> <p>また、地域防災力の向上や防災体制の充実によるソフト面の整備や、災害を受けやすい地域における宅地利用を制限するなど災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。</p> <p>JR 播州赤穂駅周辺やJR 有年駅およびJR 坂越駅周辺において、道路や建築物、公共交通機関などの一体的なバリアフリー化を<u>推進し、</u></p> <hr/> <p>だれもが生活しやすいユニバーサル社会づくりを進めます。</p>	<p>P. 39 2-4 都市づくりの課題 ④水とみどり（自然環境・公園・緑地）に関する課題</p> <p>■既設公園については、<u>遊具の市民ニーズに応じた更新や適切な維持管理による長寿命化</u>が必要です。また、少子高齢化にともない、利用者や維持管理の担い手がいない、利用が少ない児童遊園などもみられることから、周辺施設の状況および類似機能施設の配置状況など、多方面から総合的な検討を行い、児童遊園について今後の施設の方向性を見直す必要があります。</p> <p>P. 49 3-3 都市づくりの目標 目標4：誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり</p> <p>近々発生すると言われている南海トラフ巨大地震をはじめ、頻発、激甚化している台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のため、河川の改修や海岸施設の維持管理などの防災インフラの整備、老朽家屋が密集した地域の改善など強靱な市街地の整備によるハード面の整備を進めます。</p> <p>また、地域防災力の向上や防災体制の充実によるソフト面の整備や、災害を受けやすい地域における宅地利用を制限するなど災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。</p> <p>JR 播州赤穂駅周辺やJR 有年駅およびJR 坂越駅周辺において、道路や建築物、公共交通機関などの一体的なバリアフリー化によるハード面の環境整備に<u>とともに、コミュニティの形成や心のバリアフリーを目指したソフト面での施策の展開を図り、</u>だれもが生活のしやすいユニバーサル社会づくりを進めます。</p>



# 都市計画の概要

(要約版)

(令和4年3月31日現在)

## 兵庫県 赤穂市



# 目次

I.	都市計画とは	1
II.	都市計画のしくみ	1
1.	都市計画区域の指定（都市計画法第5条）	1
2.	都市計画の内容	1
(1)	市街化区域及び市街化調整区域（都市計画法第7条）	1
(2)	地域地区（都市計画法第8条）	1
①	用途地域	2
②	風致地区	2
③	臨港地区	2
(3)	都市施設（都市計画法第11条）	3
①	道路	3
②	公園・緑地・墓園・広場	3
③	ごみ焼却場・ごみ処理場・下水道	4
④	火葬場	4
(4)	市街地開発事業（都市計画法第12条）	5
(5)	地区計画等（都市計画法第12条の4）	6
(6)	防災街区整備方針	6
III.	下水道事業の経緯と現況	7
1.	基本計画（赤穂処理区）公共下水道 特定環境保全公共下水道	7
2.	基本計画（福浦処理区）特定環境保全公共下水道	7
3.	基本計画（はりま台処理区）特定環境保全公共下水道	7
4.	基本計画（古池処理区）特定環境保全公共下水道	7
5.	基本計画（大泊処理区）特定環境保全公共下水道	8
6.	基本計画（小島処理区）特定環境保全公共下水道	8
7.	施行年次	8
8.	総事業費	8
9.	下水道普及状況	9

# 都市計画の概要

## I. 都市計画とは

都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。

## II. 都市計画のしくみ

### 1. 都市計画区域の指定（都市計画法第5条）

従来は、行政区域毎に都市計画区域を定めていたが、昭和43年の都市計画法の全面改正により、広域都市行政の見地から都市計画区域の再編成が行われ、昭和46年3月16日赤穂市、相生市の全域及び上郡町の一部を区域とする2市1町が、西播都市計画区域として、下表のとおり決定された。

R4.3.31 現在

都市計画区域	市町名	範囲	面積(ha)	備考
西播都市計画区域	相生市	行政区域の全域	9,040	
	赤穂市	〃	12,685	
	上郡町	行政区域の一部	5,370	
	合計		27,095	2市1町

### 2. 都市計画の内容

#### (1) 市街化区域及び市街化調整区域（都市計画法第7条）

都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化を図る区域と市街化を抑制すべき区域すなわち市街化区域と市街化調整区域に、下表のとおり定めた。

R4.3.31 現在

都市計画区域	市町名	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域面積 (ha)	備考
西播都市計画区域	相生市	801	8,239	
	赤穂市	1,418	11,267	
	上郡町	299	5,071	
	合計	2,518	24,577	

#### (2) 地域地区（都市計画法第8条）

地域地区とは都市計画において定められるべき都市計画法第8条各号に掲げる地域地区のことである。地域地区としては、①用途地域、②風致地区、③臨港地区がある。

① 用途地域

R4.3.31 現在

地 域	面 積 (ha)	比 率 (%)
第一種低層住居専用地域	約 74.0	5.2
第二種低層住居専用地域	〃 17.0	1.2
第一種中高層住居専用地域	〃 379.0	26.7
第二種中高層住居専用地域	〃 106.0	7.5
第一種住居地域	〃 131.0	9.2
第二種住居地域	〃 66.0	4.7
近隣商業地域	〃 59.0	4.2
商業地域	〃 37.0	2.6
準工業地域	〃 140.0	9.9
工業地域	〃 26.0	1.8
工業専用地域	〃 383.0	27.0
合 計	約 1,418.0	100.0

② 風致地区

R4.3.31 現在

名 称	位 置	種別	面積(ha)
赤穂城趾風致地区	赤穂市上仮屋の一部	1種	22.1
御崎風致地区	赤穂市御崎、尾崎の各一部	1種	211.9
		2種	40.0
		3種	14.9
尾崎宮山風致地区	赤穂市尾崎の一部	1種	32.5
		3種	1.0
雄鷹台山高山風致地区	赤穂市加里屋及び塩屋、北野中、木津の各一部	1種	438.2
		2種	148.0
		3種	46.0
以良羅山風致地区	赤穂市塩屋及び新田の各一部	1種	5.0
船岡園風致地区	赤穂市坂越の一部	1種	17.5
合 計	6地区		977.1

③ 臨港地区

R4.3.31 現在

名 称	面 積(ha)
赤穂港臨港地区	3.3

(3) 都市施設(都市計画法第11条)

都市施設とは、都市計画において定められるべき都市計画法第11条各号に掲げる施設のことである。これが都市計画決定されると「都市計画施設」と呼ばれる。都市施設としては本市では、1.道路等の交通施設、2.公園等の公共空地、3.下水道等の供給処理施設、4.火葬場等の施設がある。

①道路

整備状況表

R4.3.31 現在

幅員別	路線数	計画(km)	延長(km)		改良率(%)
			改良済	未改良	
30m以上～40m未満	3	13.64	4.96	8.68	36.4
22m以上～30m未満	1	2.70	2.70	0.00	100.0
16m以上～22m未満	7	9.94	8.24	1.70	82.9
12m以上～16m未満	13	19.97	16.93	3.04	84.8
4m以上～12m未満	6	2.81	2.23	0.58	79.4
計	30	49.06	35.06	14.00	71.5

②公園・緑地・墓園・広場

(イ) 公園・緑地・墓園

整備状況表

R4.3.31 現在

種別	公園名	計画面積(ha)	開設面積(ha)	開園率(%)
街区公園	駅前町第1公園外49公園	13.78	11.04	80.1
近隣公園	東浜公園 外2公園	5.7	5.7	100.0
総合公園	赤穂城跡公園 外1公園	28.6	19.5	68.2
広域公園	赤穂海浜公園	71.7	71.7	100.0
緩衝緑地	赤穂城南緑地	(39.4)	(39.4)	(100.0)
		41.8	39.4	94.3
都市緑地	千種川河川敷緑地	(70.7)	(28.5)	(40.3)
		222.2	28.5	12.8
墓園	赤穂高山墓園	10.0	10.0	100.0
その他公園	赤穂元禄スポーツセンター 外2公園	7.83	7.83	100.0
計		401.61	193.67	48.2

※1人当り開設公園面積 42.3 m<sup>2</sup>/人 ( )は、水面を含まない。

※人口 45,754 人(住民基本台帳)

## (ロ) 広場

## 整備状況表

R4.3.31 現在

種別	駅名	広場面積 (ha)		備考
		計画	供用	
駅前広場	播州赤穂駅(南側)	0.65	0.65	100%
	播州赤穂駅(北側)	0.27	0.27	100%
	坂越駅	0.26	0.26	100%
	有年駅(南側)	0.23	—	
	有年駅(北側)	0.30	—	
計		1.71	1.18	

## ③ごみ焼却場・ごみ処理場・下水道

## (ハ) ごみ焼却場・ごみ処理場

R4.3.31 現在

名称	位置	計画		供用		備考
		面積 (ha)	処理能力	面積 (ha)	処理能力	
赤穂市 美化センター	赤穂市中広 字東沖	2.50	80t/日	2.50	80t/日	ごみ焼却場
			23t/日		23t/日	粗大ごみ処理 施設
			6t/日		6t/日	リサイクル施設

## (ニ) 下水道

下水道は、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し併せて河川  
海域などの公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

赤穂市公共下水道計画概要については、別紙による。

## ④火葬場

R4.3.31 現在

名称		位置	面積 (ha)	決定年月日 告示番号	備考
番号	火葬場名				
1	赤穂市斎場	赤穂市南野中字亀甲	約1.45	S61.11.29 市告示第68号	火葬炉 4基 汚物炉 1基 動物炉 1基

(4) 市街地開発事業(都市計画法第12条)

市街地開発事業は、一定の地域について地方公共団体等が土地利用計画に基づいて公共施設の整備と宅地の開発を併せて行うことにより、市街地の面的な整備開発を行うものである。

市街地開発事業のうち土地区画整理事業は、歴史の古いものであり、その状況は、次表のとおり13地区、約470.2haである。

R4.3.31 現在

地区名	施行者	目的	都市計画 (区域) 決定年月日	設計認可 年月日	事業計画 (設立) 認可年月日	換地処分 年月日	施行面積 (㎡)
第一地区	市	都市 改造	S27.6.9	S28.2.27	S29.1.12	S35.3.31	348,037
中洲地区	市	都市 改造	S36.7.12	S36.11.18	S36.12.4	S42.7.4	261,945
駅北地区	組合	宅地 開発	S38.10.23	S39.3.17	S39.3.31	S44.11.28	369,493
上仮屋地区	市	都市 改造	S41.7.14	S42.6.15	S42.7.4	S53.2.28	274,918
尾崎地区	組合	宅地 開発	S43.9.18	S44.1.31	S44.2.18	S49.11.29	388,680
東浜地区	個人	宅地 開発	—	—	S45.12.15	S46.5.19 S46.10.14	430,930
浜田地区	市	宅地 開発	S47.9.19	S53.3.17	S53.3.24	S62.3.10	350,816
御崎地区	組合	宅地 開発	S57.3.23	S58.1.27	S58.2.8	H5.3.12	333,252
塩屋地区	市	宅地 開発	S60.11.12	S61.5.19	S61.5.26	H15.7.4	698,520
有年地区	市	宅地 開発	H10.5.29	H13.1.25	H13.2.6	—	550,020
島田地区	組合	宅地 開発	—	H16.12.16	H17.1.4	H21.3.17	22,234
野中・砂子 地区	組合	宅地 開発	H15.3.10	H17.2.2	H17.2.15	—	451,802
浜市地区	組合	宅地 開発	H16.5.14	H18.10.2	H18.10.13	—	222,250
合 計					13地区		4,702,897

(5) 地区計画等(都市計画法第12条の4)

地区計画とは、建築物形態、公共施設配置等から、一体的に区域の特性にふさわしい良好な都市環境の街区整備を図るための計画である。

R4.3.31 現在

地区名称	決定年月日 告示番号	位置	面積(ha)
有年駅周辺地区 地区計画	H10.5.29 市告第 39 号	有年横尾 有年牟礼 有年原 の各一部	約 61.1
野中・浜市地区 地区計画	H15.3.10 市告第 19 号	北野中、 南野中、 砂子及び 浜市の 一部	約 73.0
	H16.5.14 市告第 37 号		約 99.0
尾崎地区 地区計画	H26.3.31 市告第 16 号	尾崎	約 26.9

(6) 防災街区整備方針

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条)

密集市街地における計画的な防災街区の整備を推進するため、防災再開発促進地区を定め、都市施設等の整備を進めていく。

R4.3.31 現在

地区名称	決定年月日 告示番号	位置	面積(ha)
尾崎地区	H11.3.26 県告第 553 号	尾崎の一部	約 26.2
	H28.3.29 県告第 390 号		
塩屋地区	H16.5.14 県告第 658 号	塩屋の一部	約 15.2
	H28.3.29 県告第 390 号		

# 赤穂市公共下水道計画概要

## III. 下水道事業の経緯と現況

### 1. 基本計画(赤穂処理区)公共下水道 特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 汚水 ; 1,948ha = 1,088ha + 860ha  
雨水 ; 1,189ha
- (2) 計画人口 40,050人
- (3) 計画下水量 24,000m<sup>3</sup>/日(工場排水・観光排水を含む)
- (4) 計画施設
  - ・処理場 1日最大処理能力 34,100m<sup>3</sup>/日
  - ・污水管渠 幹線数;3本 幹線延長;15,040m
  - ・雨水管渠 幹線数;5本 幹線延長;2,110m
  - ・放流管渠 放流管渠数;5本 放流管渠延長;270m
  - ・污水ポンプ場 11箇所
  - ・雨水ポンプ場 7箇所

### 2. 基本計画(福浦処理区)特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 32ha
- (2) 計画人口 550人
- (3) 計画下水量 220m<sup>3</sup>/日
- (4) 計画施設
  - ・処理場 1日最大処理能力 810m<sup>3</sup>/日
  - ・污水管渠 12.3km

### 3. 基本計画(はりま台処理区)特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 12.6ha
- (2) 計画人口 220人
- (3) 計画下水量 84m<sup>3</sup>/日
- (4) 計画施設
  - ・処理場 1日最大処理能力 265m<sup>3</sup>/日
  - ・污水管渠 4.2km

### 4. 基本計画(古池処理区)特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 3.4ha
- (2) 計画人口 60人
- (3) 計画下水量 24m<sup>3</sup>/日
- (4) 計画施設
  - ・処理場 1日最大処理能力 35m<sup>3</sup>/日
  - ・污水管渠 1.0km

5. 基本計画(大泊処理区) 特定環境保全公共下水道

(1) 排水区域 9.7ha

(2) 計画人口 50人

(3) 計画下水量 60m<sup>3</sup>/日

(4) 計画施設

・処理場 1日最大処理能力 100m<sup>3</sup>/日

・污水管渠 1.8km

6. 基本計画(小島処理区) 特定環境保全公共下水道

(1) 排水区域 3.4ha

(2) 計画人口 120人

(3) 計画下水量 44m<sup>3</sup>/日

(4) 計画施設

・処理場 1日最大処理能力 90m<sup>3</sup>/日

・污水管渠 1.3km

7. 施行年次 昭和49年度～令和6年度

8. 総事業費 706億円(うち令和3年度末投資額 661億円)

④ 170億円 ① 93億円 ③ 443億円

9. 下水道普及状況(農業集落排水、合併処理浄化槽を含む)

R4.3.31 現在

地区別	整備面積 (ha)	可能件数 (件)	完了件数 (件)	普及率 (%)	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
中 広	140.9	1,716	1,704	99.3	3,435	3,408	99.2
中 洲	19.2	432	432	100.0	797	797	100.0
加里屋	104.5	1,625	1,617	99.5	2,817	2,800	99.4
上仮屋	44.3	680	679	99.9	1,424	1,422	99.9
塩 屋	143.0	3,008	3,004	99.9	6,103	6,088	99.8
駅 北	45.2	1,142	1,141	99.9	2,354	2,352	99.9
浜 田	35.1	856	855	99.9	1,988	1,986	99.9
尾 崎	133.6	3,302	3,275	99.2	7,424	7,303	98.4
御 崎	186.2	2,092	2,087	99.8	4,618	4,607	99.8
坂 越	183.6	2,120	2,092	98.7	4,438	4,378	98.6
新 田	40.6	738	728	98.6	1,487	1,465	98.5
北 部	123.6	987	961	97.4	2,261	2,199	97.3
清水工業	25.9	12	12	100.0	0	0	0.0
大 津	58.3	595	583	98.0	923	903	97.8
西 部	71.8	775	757	97.7	1,692	1,651	97.6
西浜北町	43.3	27	27	100.0	1	1	100.0
高 野	37.9	249	239	96.0	571	545	95.4
有 年	35.7	325	292	89.8	254	219	86.2
福 浦	32.0	270	252	93.3	512	476	93.0
はりま台	12.6	107	97	90.7	212	192	90.6
大 泊	9.7	28	28	100.0	49	49	100.0
古 池	3.4	29	27	93.1	58	54	93.1
小 島	3.4	61	56	91.8	118	108	91.5
計	1,533.8	21,176	20,945	98.9	43,536	43,003	98.8
農業集落排水	66.8	718	674	93.9	1,885	1,767	93.7
合併処理浄化槽	—	41	41	100.0	116	116	100.0
合 計	1,600.6	21,935	21,660	98.7	45,537	44,886	98.6

行政人口に対する 下水道普及率	令和3年度末人口	下水道普及率
	45,754人	99.5%